

議 長 日程第9「議案第40号松田町消防団条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第40号松田町消防団条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年9月9日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。近年、消防団員数の減少が続いており、現状に即した消防団の組織体制の見直しが必要であること、及び消防団員の退職報償金の支給に係る掛金の額の算定基準に伴う条例定員が現状にそぐわないことから、所要の改正をしたいので、提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

安全防災担当室長 それでは、議案第40号松田町消防団条例の一部を改正する条例につきまして御説明させていただきます。

現行の松田町消防団条例につきましては、一般の消防団員の定員につきましては、本団4人と8個分団各17人で条例定員を計140人と定めており、また、令和元年10月から導入した機能別消防団員は、8個分団各3人で条例定員を計24人、一般の団員と機能別消防団員を合わせて164人を条例定員としておりました。令和元年の末に萱沼地区と湯の沢地区を管轄しておりました第8分団が廃止されたことで、現在の消防団は7個分団となり、一般の消防団員及び機能別消防団員の人数、また消防団員の退職報償金の支給に係る掛金の算定基準の条例定員を改正するものでございます。

議案の3枚目、参考資料1、新旧対照表を御覧ください。右側が現行、左側が改正案でございます。

改正案のほうを御覧ください。第3条第1項につきましては、現行の団員定数「164人」を「144人」とし、同条第1項第1号の一般団員を「140人」から「109人」、同条第1項第2号の機能別消防団員を「24人」から「35人」に改めます。

また、同条第1項第3号の新設につきましては、毎年5月に支払う消防団員の退職報償金を支給するための掛金の額を算定するために用いる条例定員を規

定するものでございます。

第4条第1項第1号では、「本町に居住」の後に「又は勤務」を追加し、現行の「満18年以上45年未満」を「満18歳以上」に改めました。平日の昼間など火災発生時に、町内に勤務する方が消防団員になることで迅速な対応が可能になること、また、消防団員が町外へ転出した場合など、そのまま団員として継続し、団の活動に影響がないよう文言を追加したものでございます。

次ページを御覧ください。第14条に第2項を新設し、「年額報酬は、各年度4月から9月まで及び10月から翌年3月までの2期に分けて支給する。」という条文を追加するものでございます。これは、消防団の年額報酬を年間2回に分けて支出する規定を設けるものでございます。

資料戻っていただきまして、議案本文を御覧ください。「附則」になります。「この条例は、令和7年10月1日から施行する。」この施行日につきましては、退職報償金に係る掛金につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令第4条第3項に基づき、前年度の10月1日現在の非常勤消防団員の条例定員を乗じて得た額とするため、当日とさせていただきます。

なお、参考資料2につきましては、8月20日に開催していただきました議会全員協議会で御説明しました資料を添付させていただきましたので、後ほど御高覧ください。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑を打ち切って討論に入ります。

(「討論省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第40号松田町消

防団条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。